

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

鈴鹿市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

三重県鈴鹿市

3 地域再生計画の区域

三重県鈴鹿市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現状

鈴鹿市の人口は、住民基本台帳によると 2009 年の 204,469 人をピークに減少しており、2021 年には 198,335 人となっています。鈴鹿市人口ビジョン（令和 3 年 3 月改訂版）では、2045 年には 171,939 人となり、1980 年当時の人口水準まで減少する見込みです。

年齢 3 区分別人口では、年少人口及び生産年齢人口は一貫して減少傾向にあり、2015 年から 2019 年にかけて、年少人口は 29,193 人から 26,706 人、生産年齢人口は 125,796 人から 124,123 人となっています。一方、同期間における老年人口は 45,349 人から 49,120 人に増加しており、少子高齢化が進んでいます。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると 2045 年まで、少子化により年少人口及び生産年齢人口の数や割合が継続的に減少する一方で、高齢化により老年人口の数や割合が傾向的に増加する状況が長期的に続き、人口が減少すると予測されます。

自然増減については、2015 年度までは出生数が死亡数を上回る自然増でしたが、2016 年度に初めて死亡数が出生数を上回る自然減になりました。2018 年においては 322 人の自然減となっています。なお、合計特殊出生率は、第 1 期鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略期間（2015 年～2019 年）では、1.6 台で、全国平均と県平均を上回って推移していましたが、2017 年以降は、1.5 台を下回っており、人口置換水準である 2.07 を更に大きく下回る状況が続いています。

社会増減については、2008 年度まで転入数が転出数を上回る社会増でしたが、2009 年度からは転出数が転入数を上回る社会減が続きました。2017 年度は再び社会増となったものの、2018 年には 166 人の社会減となっています。特に、20 歳から 39 歳までの年齢層の転出超過が顕著で、原因として進学や就職時の転出、転勤が考えられます。人口移動の地域的な関係性については、東京都と愛知県への転出超過がみられ、転入については、熊本県・茨城県・栃木県・大阪府や三重県内からの転入超過がみられます。三重県内の他市町からの転入、転出状況については、四日市市、亀山市、菰野町へ転出超過となっており、伊勢市、松阪市からは転入超過となっています。

このように、人口減少と高齢化の進展により、次のような課題が生じると考えられます。

①経済、生産・消費活動、雇用への影響

生産年齢人口が減少を始め、人口構造が変化することに伴い、企業の生産活動の減速や、雇用規模の縮小による供給面のマイナスと、消費の縮小などによる需要のマイナスは市内経済の規模縮小を招くことが懸念されます。このため、産業の維持及び雇用の創出に向けた取組がより重要です。

②財政への影響

企業の生産活動の低下による収益の減少や市税の納税義務者数の減少などにより、主たる自主財源である地方税の歳入規模が縮小することが考えられます。このため、生産年齢人口の確保や新たな財源の確保に向けた取組が必要です。

③公共建築物及び公共インフラ維持への影響

財政規模が縮小する反面、過去に建設した公共建築物や、道路などの公共インフラが、老朽化に伴う更新を一斉に迎えようとしています。同時に、人口の減少及び人口構造の変化により、公共施設などにおける行政サービスの質（需要）も変化していくと予測されます。このため、公共施設などの総量適正化を踏まえながら、計画的かつ効率的な取組が必要です。

④社会福祉、医療、介護、保険などの社会保障への影響

高齢社会の一層の進展により、継続的な医療費の増加、医療資源の不足、健康保険や介護保険の制度維持などが課題となっています。このため、社会保障

費における給付と負担のバランスを確保する取組が一層必要です。

⑤子育て，教育への影響

少子化により，子どもの数が減少する中，将来を支える子どもたちが健やかに成長するため，教育環境の充実や学校規模の適正化などが課題となっています。このため，今まで以上に子育てがしやすい環境の整備が必要です。

⑥コミュニティへの影響

高齢化や単独世帯などの増加などにより，地域におけるコミュニティ意識が低下し，活動規模が縮小することが懸念され，自助や共助の仕組みを維持することが困難な状況になることが考えられます。このため，空き家対策や高齢者の見守り，交通（移動手段）の確保などの取組が必要です。

これらの課題に対応するため，以下の事項を本計画の基本目標に掲げ，人口規模の維持を目指します。

基本目標 1－1 競争力のある産業の創造と雇用の創出

基本目標 1－2 魅力の創造と定住人口・交流人口の拡大

基本目標 1－3 安心して妊娠・出産・子育てができる社会の実現

基本目標 2 人口減少社会に適応した安全・安心なまちづくりの推進

【数値目標】

5－2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2023年度)	達成に寄与する地 方版総合戦略の基 本目標
ア	製造品出荷額	13,605億円	15,650億円	基本目標 1－1
	企業立地等に伴う新たな雇用者数（累計）	903人	1,500人	基本目標 1－1
イ	社会動態による人口動態	△166人	300人	基本目標 1－2
ウ	自然動態による人口動態	△322人	△300人	基本目標 1－3
エ	総人口	199,949人	200,000人	基本目標 2

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

鈴鹿市まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 競争力のある産業の創造と雇用の創出事業

イ 魅力の創造と定住人口・交流人口の拡大事業

ウ 安心して妊娠・出産・子育てができる社会の実現事業

エ 人口減少社会に適応した安全・安心なまちづくりの推進事業

② 事業の内容

ア 競争力のある産業の創造と雇用の創出事業

- ・ものづくりのまちとしてあり続けるため、工業振興条例に基づく奨励制度を活用し成長産業の立地誘導，研究開発機能の強化を進める事業
- ・地域産業の基盤や雇用確保の面で，重要な存在である中小企業に対し，ものづくり産業支援センターを拠点として企業のニーズを把握し，専門アドバイザーを派遣することで，人材育成，技術・経営相談，新たな事業展開など，様々な側面における支援を行う事業
- ・消費拡大のための特産物振興，六次産業化への取組支援，情報発信を行う事業
- ・認定農業者，新規就農者など育成すべき対象を明らかにし，金融・補助などの支援措置を集中化・重点化することで，後継者や担い手，新規就農者・就業者の確保・育成を図る事業，鈴鹿商工会議所を支援し，創業者や人材育成を行うとともに，後継者育成・事業承継に取り組む事業
- ・市内企業の労働力確保に向け，県内の高校生や大学生の市内企業への就職促進に取り組む事業，若年者を中心に，市外在住の就業希望者を市内

企業にマッチングさせるU I J ターン就職支援に取り組む事業

- ・障がい者が、地域で自立的な生活を営み、自己決定、自己選択のために必要なサービスを充実させる事業
- ・障がい者の多様な就労先を確保するため、職域を拡大し、障がい者の適性に応じた就労を促進する事業 等

イ 魅力の創造と定住人口・交流人口の拡大事業

- ・鈴鹿のモータースポーツに関する情報を、市内外に効果的に発信するために、SNSなどウェブの活用を進め、モータースポーツ交流人口の増加を図る事業
- ・保存と活用の均衡を図りつつ、公開施設や記念物を拠点とした文化財の情報発信に努め、交流人口の増加を図る事業
- ・地方分権、地方創生制度などを活用し、戦略的に施策を推進する事業
- ・空き家の流通と利活用などにより定住・移住の促進を図る事業 等

ウ 安心して妊娠・出産・子育てができる社会の実現事業

- ・様々な情報を発信することで、不安感の軽減を図り、子育てしやすい環境づくりを促進する事業
- ・就学前から、集団適応に困難を抱える児童を早期に発見し、早期支援につなげるため、5歳児健診（集団適応健診）を満5歳児全員に行う事業
- ・相談・支援体制を充実し、様々なニーズに対応できるようにする事業
- ・公立保育所・公立幼稚園の施設の再編整備を進めるとともに、人材の適正配置などを図る事業、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成を図る事業
- ・学ぶ意欲を高め、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を育成する事業
- ・子どもの成長や発達に応じた就学前からの途切れのない支援に向けた相談体制の充実を図る事業

- ・学校施設の老朽化対策として長寿命化を図り，計画的な維持管理・更新を進め，安全面・衛生面・機能面を充実する事業 等

エ 人口減少社会に適応した安全・安心なまちづくりの推進事業

- ・自助，共助及び公助が連携できる防災体制づくりに取り組む事業
- ・火災や救助事案による人的，物的被害の軽減を図る事業
- ・高齢化の進展に対応する環境整備の充実を図る事業
- ・健康教育・相談・指導事業の充実を図る事業
- ・再生可能エネルギーなどの普及促進に取り組むとともに，省エネルギー化を促進する事業
- ・新たな交通計画を策定し，鉄道や民間バス，コミュニティバスなど，その路線やダイヤを含む公共交通ネットワークの利便性及び効率性を向上させ，また，自動運転などの先端技術の導入について検討する事業
- ・男女共同参画社会の実現による効果を，市民が身近に認識できるような取組を展開する事業
- ・市民一人ひとりの多文化共生，異文化理解の意識の高揚を図るため，各種啓発事業や啓発ツールの活用などを行うとともに，海外都市との国際交流事業の実施と市民への情報提供を拡充する事業
- ・多様な主体による協働のまちづくりの必要性の認識を深め，協働の可能性の検討及び成果を検証することができる体制を作る事業
- ・公共施設等総合管理計画に基づき，公共施設マネジメントの効率的，効果的な取組を推進する事業 等

※なお，詳細は第２期鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（ＫＰＩ））

４の数値目標と同じ

④ 寄附金額の目安

150,000 千円（2021 年度から 2023 年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年7～9月，外部有識者などで構成される，鈴鹿市地方創生会議において検証を行い，翌年度以降の取組方針について協議する。その結果を市ホームページにて公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで

5－3 その他の事業

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで